

主な先行団体（神奈川・静岡・大阪）における中期計画の概要

神奈川県立病院機構（第3期）	静岡県立病院機構（第3期）	大阪府立病院機構（第3期）
<p>第1 中期計画の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日（5年間）</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日（5年間）</p>
<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 質の高い医療の提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 足柄上病院（中核的な総合病院として救急医療の提供、専門的分野のセンター化、第二種感染症指定医療機関として専門的な感染症医療の提供 等） ➢ こども医療センター（小児専門総合病院として高度専門医療の提供、小児三次救急を実施、小児がん拠点病院として先進的な集学的治療への取組 等） ➢ 精神医療センター（精神科中核病院として高度専門医療の提供、精神科救急・急性期医療の実施、依存症治療拠点機関としての情報発信 等） ➢ がんセンター（都道府県がん診療連携拠点病院としてがん医療の提供、重粒子線治療の充実、新たな治療方法の開発、医療インバウンドへの取組 等） ➢ 循環器呼吸器病センター（循環器呼吸器病の専門病院として総合的な医療の提供、肺がんに対する低侵襲手術、多剤耐性結核対策を含めた結核医療 等） <p>【指標】 紹介率・逆紹介率</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者や家族、地域から信頼される医療の提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療安全対策の推進、患者満足度の向上と患者支援の充実、災害時の医療提供、感染症医療の提供、第三者評価の活用 <p>【指標】 ヒヤリ・ハット事例及びアクシデント報告全体におけるレベル0及びレベル1の割合・入院患者満足度・外来患者満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 質の高い医療を提供するための基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人材の確保と育成、地域の医療機関等との機能分化・連携強化、臨床研究の推進、ICTやAIなどの最先端技術の活用 ○ 県の施策との連携 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県の保健医療施策との連携、地域包括ケアシステムの支援 等 	<p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療の提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県立総合病院（循環器疾患に対する高度専門医療の提供、地域がん診療連携拠点病院として高度な集学的治療の提供、高度救命救急センターとして一層の充実 等） ➢ 県立こころの医療センター（精神科救急・急性期医療の提供、精神疾患患者への先進的治療、医療観察法に基づく役割、発達障害・思春期・小児から成人への移行期の精神疾患への対応 等） ➢ 県立こども病院（新生児・小児重症心疾患患者に対する高度先進医療の提供、ハイリスク胎児・妊婦のための医療システムの構築、小児がん拠点病院として高度な集学的治療の提供 等） <p>【指標】 紹介率・逆紹介率・入院患者満足度・外来患者満足度・病床稼働率</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療従事者の確保及び質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療従事者の確保・育成（県立総合病院のメディカルスキルアップセンターの機能拡充等）、勤務環境の向上 ○ 医療に関する調査及び研究 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 研究機能の強化（県立総合病院のリサーチサポートセンターの活用）、診療情報の活用 等 ○ 医療に関する地域への支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域医療機関等との連携や医師派遣、ICTを活用した医療連携、県民への情報提供（公開講座、医療相談会） 等 ○ 災害等における医療救護 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療救護活動拠点機能の向上、基幹災害拠点病院及び原子力災害拠点病院として中心的役割、災害発生時の医療チームの派遣 等 	<p>第2 府民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高度専門医療の提供及び医療水準の向上 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大阪急性期・総合医療センター（高度救命救急センターとして救命救急医療等の提供、心疾患・脳血管疾患・糖尿病・腎移植等の専門医療の提供 等） ➢ 大阪はびきの医療センター（呼吸器疾患に対する専門医療の提供、結核及びアレルギー性疾患に対する医療の提供、感染症等の診療機能の充実 等） ➢ 大阪精神医療センター（薬物中毒等の患者に対する高度ケア医療の提供、医療型障がい児入所施設として自閉症児の受入、医療観察法に基づく患者の受入 等） ➢ 大阪国際がんセンター（がん医療の基幹病院として総合的ながん医療の提供、新しい治療方法の開発、都道府県がん診療連携拠点病院として地域医療連携の強化 等） ➢ 大阪母子医療センター（総合周産期母子医療センターとしての高度専門的な診療機能、小児がん・先天性心疾患に対する高度専門医療の提供、新しい治療方法の研究開発 等） ○ 府域の医療水準の向上 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域医療への貢献、府域の医療従事者育成への貢献、府民への保健医療情報の提供・発信 ○ より安心で信頼できる質の高い医療の提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療安全対策等の徹底、医療の標準化と最適な医療の提供、患者中心の医療の実践 ○ 患者・府民の満足度向上 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ホスピタリティの向上、待ち時間及び検査・手術待ちの改善、ボランティア等との協働
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な業務の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法令等の遵守（内部統制委員会やコンプライアンス委員会 等） ○ 業務運営の改善及び効率化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高額医療機器等の計画的な整備、ICTなどの最先端技術を活用した業務改善、県立病院間での連携による診療支援、医療機器の共同利用 等 	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的な業務運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県民の医療需要への対応、職員の経営意識の醸成、社会経済情勢や地域医療を踏まえた病床活用、業務改善の取組を奨励 等 ○ 事務部門の専門性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 経営管理機能の強化（法人固有の事務職員の採用、業務量に応じた柔軟な職員配置）、病院運営や医療事務等に精通した人材確保 等 	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立性の高い組織体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 組織マネジメントの強化（法人ガバナンスの確立、人材の育成・確保）、診療体制の強化及び人員配置の弾力化、コンプライアンスの徹底 等 ○ 経営基盤の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善 ➢ 柔軟性のある予算編成及び予算執行の弾力化

神奈川県立病院機構（第3期）	静岡県立病院機構（第3期）	大阪府立病院機構（第3期）
<p>○ 収益の確保及び費用の節減</p> <p>➢ 各病院の特性に応じた施設基準等の取得、病床の効率的な運用、K P I を用いた数値目標管理、共同購入対象品目の拡大、後発医薬品の積極的な導入 等</p> <p>【指標】新入院患者数・病床稼働率・後発医薬品採用率（数量ベース）</p>	<p>○ 収益の確保と費用の節減</p> <p>➢ 診療報酬改定への迅速な対応、D P C の係数向上等の積極的な検討、診療報酬請求漏れ防止、未収金の発生防止・早期回収、診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減 等</p>	<p>○ 収入の確保と費用の節減</p> <p>➢ 新患者の確保及び病床の効率的運用、診療単価の向上、未収金対策及び資産の活用、材料費の縮減、経費の節減 等</p> <p>【指標】経常収支比率・医業収支比率・病床利用率・新入院患者数・材料費対医業収益比率</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>○ 予算（令和2年度～令和6年度）</p> <p>○ 収支計画（令和2年度～令和6年度）</p> <p>○ 資金計画（令和2年度～令和6年度）</p> <p>【指標】経常収支比率・医業収支比率</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>○ 予算（平成31年度～令和5年度）</p> <p>○ 収支計画（平成31年度～令和5年度）</p> <p>○ 資金計画（平成31年度～令和5年度）</p> <p>【指標】経常収支比率</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>○ 予算（平成28年度～令和2年度）</p> <p>○ 収支計画（平成28年度～令和2年度）</p> <p>○ 資金計画（平成28年度～令和2年度）</p>
<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>3,000百万円（賞与の支給等、資金繰り資金への対応）</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>2,000百万円（賞与の支給等、資金繰り資金への対応）</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>10,000百万円（運営費負担金の遅延等、偶発的な出費への対応）</p>
<p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>なし</p>	<p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>なし</p>	<p>第6 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>大阪国際がんセンター移転に伴う不要財産（土地・建物）の現物納付</p>
<p>第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	<p>第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	<p>第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>なし</p>
<p>第8 剰余金の使途</p> <p>病院施設の整備、医療器機の購入に充当</p>	<p>第8 剰余金の使途</p> <p>病院施設の整備、医療器機の購入に充当</p>	<p>第8 剰余金の使途</p> <p>病院施設の整備、医療器機の購入に充当</p>
<p>第9 料金に関する事項</p> <p>○ 診察料等</p> <p>➢ 国民健康保険法等の規定に基づき算定した料金</p> <p>➢ 評価療養・選定療養の料金（特別入院施設の提供、非紹介患者の診療 等）</p> <p>➢ 診療報酬の算定方法に定めのない場合の料金（重粒子線治療、分娩介助 等）</p> <p>○ その他の料金</p> <p>➢ 障害児入所支援・障害福祉サービスの特定費用の額</p> <p>○ 還付及び減免</p> <p>➢ 診察料等及びその他の料金の還付・減免（特別の理由がある場合）</p>	<p>第9 料金に関する事項</p> <p>○ 使用料及び手数料</p> <p>➢ 健康保険法等の規定に基づき算定した料金</p> <p>➢ 理事長が定める額（上記以外のもの）</p> <p>○ 減免</p> <p>➢ 使用料及び手数料の減免（特別の理由がある場合）</p>	<p>第9 料金に関する事項</p> <p>○ 診察料等</p> <p>➢ 国民健康保険法等の規定に基づき算定した料金</p> <p>➢ 理事長が定める額（上記以外のもの）</p> <p>○ 駐車場料等の使用料</p> <p>➢ 理事長が定める額</p> <p>○ 還付及び減免</p> <p>➢ 診察料等及び使用料の還付・減額・免除（特別の理由がある場合）</p>
<p>第10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>○ 人事に関する計画</p> <p>➢ 質の高い医療の提供（医療人材の確保、適正な人材配置）</p> <p>➢ コミュニケーションの促進（情報共有、職員意見交換会 等）</p> <p>➢ 職員表彰制度による業務改善に向けた職員意識の醸成</p> <p>➢ 働き方改革の推進（業務の効率化、タスクシフトの推進 等）</p> <p>○ 施設整備・修繕に係る計画の検討</p> <p>➢ 老朽化や経営状況等を勘案した計画的な施設整備・修繕の実施</p> <p>○ 長期借入金の限度額（総額8,557百万円）</p>	<p>第10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>○ 長期借入金の限度額（総額24,736百万円）</p> <p>○ 積立金（前期中期目標期間繰越）の処分に関する計画</p> <p>➢ 病院施設の整備・医療機器の購入等に充当</p> <p>○ その他法人の業務運営に関し必要な事項</p> <p>➢ 法令・社会規範の遵守（法人運営の透明性確保、積極的な情報発信 等）</p> <p>➢ 計画的な施設及び医療機器の整備（費用対効果・地域の医療需要・減価償却費・償還等を十分に検討）</p>	<p>第10 その他業務運営に関する重要事項、設立団体の規則で定める事項</p> <p>○ 積立金（前期中期目標期間繰越）の処分に関する計画</p> <p>➢ 病院施設の整備・医療機器の購入等に充当</p> <p>○ 施設及び設備に関する計画</p> <p>➢ 病院施設、医療機器等整備（総額11,250百万円）</p> <p>➢ 大阪国際がんセンター整備（総額28,208百万円） 等</p> <p>○ 人事に関する計画</p> <p>➢ 医療需要の質の変化や患者動向等に迅速に対応できる人員配置</p> <p>○ その他業務運営に関する重要事項</p> <p>➢ 大阪はびきの医療センターの現地建替、大阪国際がんセンターのがん診療拠点病院・地域医療機関等との戦略的な連携の検討 等</p>

